

政策体系	政策No.	1	政策名	快適で魅力あるまちづくり			施策主管課		建設政策課	
	施策No.	1	施策名	生活基盤の充実	重点施策	○	施策主管課長名		下拂 勉	
施策関係課名		共生協働推進課、耕地課、商工振興課、建設施設管理課、土木課、建築住宅課、建築指導課、都市計画課、区画整理課、水道部管理課、水道部水道課								
<p><b>1 基本計画期間(平成20年度～平成24年度)における施策の方針</b></p> <p>生活基盤をより充実させるため、各地域の特性を活かした土地利用による住宅供給や土地区画整理事業、景観整備を行い、美しい街並みを形成するとともに、市民の憩いや様々な交流の場としての公園の整備や、良質な水の安定供給に努める。また、賑わいや活力を生み出す中心市街地の活性化を進めるため、国・県と連携を図り、市民、事業所、行政が相互に連携して計画を進める。さらに、若者や団塊世代の移住定住促進に積極的に取り組む。</p>										
<p><b>2 施策の目的と成果把握</b></p>										
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)			市域・市民							
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)			単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A	市域面積	km <sup>2</sup>	見込み値		603.68	603.68	603.68	603.68	603.68	603.68
			実績値		603.68	603.68	603.68	603.68	603.68	603.68
B	人口	人	見込み値		127,871	128,128	128,383	128,640	128,868	129,098
			実績値		127,773	127,450	127,662	127,487	127,365	
C			見込み値							
			実績値							
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)			ゆとりある住みやすいまちになる ※ゆとりあるとは、 ・空間的なゆとり(金銭的なゆとり) ・精神的なゆとり(やすらぎ) ※住みやすいとは、 ・安全安心で快適である。(例)美しい街なみ。おいしい水等。							
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)			◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)							
			単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A	ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合	%	成り行き値		57.0	56.0	55.0	54.0	53.0	52.0
			目標値		58.0	58.0	58.0	58.0	58.0	58.0
			実績値		56.5	62.3	64.0	69.7	71.2	
			達成率		97%	107%	110%	120%	123%	
			結果		○	◎	◎	◎	◎	
B			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
C			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
D			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)			⑥ 平成24年度の目標値設定の考え方							
・A…ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査			「ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合」については、「無秩序な開発が進んでいると感じる市民の割合」が増加し、成果指標の低下が懸念される。このため、地域の特性に応じた生活基盤の整備を進めることにより、現状水準の維持に努める。 A B C D E							

**3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)**

- ・現在、移住定住施策のPRを関東方面と関西方面を中心に展開している。これを福岡地区にも広めてPRしていく必要がある。
- ・市営住宅においては、既存の住宅を有効活用していく必要がある。
- ・水道施設は老朽化による機能低下が懸念されている。効率的かつ計画的な改修や、合理的な配水体制が必要である。
- ・土地利用については、適正な用途地域指定による秩序ある市街地整備の促進を図る必要がある。
- ・今後策定する「(仮称)霧島市景観計画」や「(仮称)霧島市景観条例」等により、地域の持つ自然景観や歴史的景観の保全を図る必要がある。
- ・中心市街地を活性化させていくためには、各地域の持つ特性を十分に考慮し、商店街、事業所周辺において、賑わいや活力ある街並み整備に取り組む必要がある。
- ・公園緑地の整備については、各地域の目的に応じた機能の充実を図る必要がある。
- ・駅周辺や公共施設等においては、段差のない歩行者空間を創出するなど、さらなるバリアフリーやユニバーサルデザインの推進が必要である。

**4 施策の特性・状況変化・住民意見等**

**① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)**

ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・霧島市への移住希望者に対し、情報の提供や移住してもらうための積極的な働きかけを行う。</li> <li>・地域にあった土地利用計画により、適正な開発や規制を行い、住みやすいまちづくりを誘導する。</li> <li>・霧島市の持つ自然景観の保全や景観整備に取り組み、景観に配慮したまちづくりの推進について、市民に対して周知し、誘導する。</li> <li>・中心市街地活性化のための施策や周辺整備に取り組む。</li> <li>・市民の憩いの場、様々な交流の場の保全・創出に取り組む。</li> <li>・地域と一体となってバリアフリーなまちづくりに取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に必要なライフライン(水道、電気、ガス、通信など)を提供する事業者(市含む)は、安全で快適な安定したサービス等の提供に努める。</li> <li>・土地利用計画や関連法規(建築基準法等)を遵守しながら、住みやすい生活基盤づくりに努める。</li> <li>・地域にある自然景観や歴史的景観の保全に努めるとともに、良好な街並み景観の構築に向けて、地域が一体となって取り組む。</li> <li>・中心市街地活性化基本計画に必要な、多様な民間主体によって組織される中心市街地活性化協議会を設立し活動する。</li> <li>・憩いの場や幅広い交流の場として、公園計画への参画や維持管理について協力する。</li> <li>・住宅や商店街、事業所等においては、安心して暮らせるようバリアフリーに取り組む。</li> </ul>

**② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?**

- ・平成21年度に都市計画マスタープランを策定した。平成25年度までに都市計画区域の再編を行い、同年度から新しい都市計画区域を設定する予定である。また、用途地域については、関連施策との調整を図りながら、新たな地域に設定する予定である。
- ・本市は、平成18年12月1日に景観行政団体となった。
- ・まちづくり3法の改正(都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法)により中心市街地活性化事業の選択と集中、民間主導による多様な主体の参加等が求められており、国はこの事業に意欲的に取り組もうとする地域の活動を強力に後押しすることとしている。
- ・交通バリアフリー法やユニバーサルデザインへの対応が必要である。

**③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?**

- ・市営住宅の駐車場について市民や議会から整備を求める要望がある。
- ・空き家の有効活用を求める意見が議会や地域審議会から出ている。
- ・市民から秩序ある開発が行われていない、用途地域が適正に区分されていない等の意見がある。(市民意識調査)
- ・各地域や議会から、憩いの場として公園の整備を求める要望がある。
- ・市民から駅及び周辺のバリアフリーが取り組まれていないとの意見がある。(市民意識調査)

**5 施策の現状**

**① 平成23年度施策の取組方針**

- ・市ホームページの有効利用や総務省自治行政局過疎対策室のサイト「交流居住のススメ」を活用したPRをさらに強化していく。
- ・「市営住宅ストック活用計画」に基づき整備事業を引き続き推進し、また、「市営住宅長寿命化計画」を策定する。
- ・土地区画整理事業については、浜之市地区、麓第一地区、隼人駅東地区において引き続き事業の早期完成に努める。
- ・木造住宅の耐震診断・耐震改修工事の費用の一部を補助し、木造住宅の耐震化を促進する。
- ・安全で良質な水の安定供給ができるよう、水道施設の整備を計画的に推進する。
- ・都市計画区域や用途地域の見直しに向けた作業を行う。
- ・景観計画の策定や景観条例の制定を行う。
- ・中心市街地活性化基本計画の策定に向けて、調査・検討を行う。
- ・「緑の基本計画」に併せて既設公園の施設等の「公園施設長寿命化計画」の策定を検討し、計画的な維持管理を図る。
- ・街区公園など身近な公園整備については、地域との連携により進める。
- ・公共施設については、新設時はもとより、改良時においてもバリアフリー化を引き続き行う。

**② 平成23年度施策の取組方針の達成状況**

- ・市ホームページと総務省自治行政局過疎対策室のサイト「交流居住のススメ」に、本市の移住政策や移住定住促進制度を掲載しPRした。また、本市の移住政策や移住定住促進制度をPRするため、都営地下鉄三田線の車内に広告を掲載し、問い合わせが10件程度あった。
- ・市営住宅の個別改善及び木之房団地の1期工事の建替えを行った。
- ・浜之市、麓第一地区の土地区画整理事業において、都市計画道路、区画道路及び宅地整地工事を行った。
- ・水道施設の整備(施設及び管路)については、市内全域において計画的に工事を行った。
- ・都市計画区域については、区域変更の素案の作成を行い、用途地域の見直しを行うために現況把握や資料の分析を行った。
- ・景観計画や景観条例の制定に向けて取組みを行った。
- ・中心市街地活性化基本計画の策定については、通り会連合会、商工会議所等が協議を行ったが、基本計画の策定に向けての合意形成までは至らなかった。
- ・公園・広場等の整備につながる「緑の基本計画」策定の作業を進め、また、総合計画の実施計画に基づき新規公園の整備を進めた。
- ・道路の段差解消、公園の多目的トイレの建設、市営住宅の手すりの設置を中心にバリアフリー化を行った。

**③ 平成23年度施策の目標値と実績値の比較**

目標達成 ◎ 105%以上  
 目標をほぼ達成 ○ 95%~105%未満  
 目標を未達成 △ 95%未満

平成23年度成果指標			
	目標値	実績値	達成率
A	58.0	71.2	123.0%

**④ 平成23年度施策の成果指標の達成状況及び要因**

ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合は、市民意識調査の結果、平成22年度と比較して1.5ポイント増であり、また、平成23年度の目標値も達成している。年齢別では概ね年齢層が上がるにつれ低くなっており、地区別では国分・隼人地区が他地区に比べ高くなっている。

⑤基本事業の 目標達成度  (平成23年度目標と 実績との比較)	○=すべての目標値を達成		△=一部の目標値を達成		×=すべての目標値を未達成	
	① 移住定住促進	○	⑤ 景観の保全と整備	○	○	○
	② 住宅環境の整備	○	⑥ 中心市街地の活性化	○	○	○
	③ 安全で良質な水の安定供給	△	⑦ 公園・広場等の整備	○	○	○
	④ 地域にあった土地利用の規制・誘導	○	⑧ バリアフリーやユニバーサルデザインの推進	○	○	○

**6 平成24年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより) | 7 平成25年度に向けた施策の課題・方向性**

- ・移住者向けの情報提供を積極的に行うため、ホームページなどその他有効とされるポータルサイトを充実させる。また、移住者用住宅地として、市及び霧島市土地開発公社の分譲地の案内を積極的に行う。
- ・「市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅の改善等に取り組む。
- ・木之房団地の建替事業等の整備事業を引き続き推進し、良質で住みやすい住環境を確保する。
- ・木造住宅の耐震化の促進及びアスベスト対策とともに、空き家対策の検討を行う。
- ・3地区で実施している土地区画整理事業については、事業の早期完成に努める。
- ・安全で良質な水の安定供給ができるよう、水道施設の整備を計画的に推進する。
- ・秩序ある市街地整備等の促進を図るために、都市計画区域の変更手続きや用途地域の見直しに向けた作業を行う。
- ・地域が持つ自然景観や歴史的景観の保全と良好な街並み景観の形成を市民、事業所、行政が相互に連携して進めていく。
- ・中心市街地活性化基本計画の策定に向けて、調査・検討を行う。
- ・緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を計画的に実施するため、「緑の基本計画」の策定に向けて取り組む。
- ・公共施設については、新設時はもとより、改良時においてもバリアフリー化を引き続き行う。

基本事業No.	1-1-1	基本事業名	移住定住促進	基本事業 主担当課	共生協働推進課
---------	-------	-------	--------	--------------	---------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
本市を全国にPRし、移住者向けの情報提供を積極的に行う。また、移住者用住宅地の確保など、移住定住のための支援を行う。	
②対 象	市外の住民
③意 図	霧島に移住し、定住してもらう

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
				成り行き値	20	20	20	20	20
A 移住者数	人	移住者数	目標値	60	60	60	60	60	60
			実績値	23	68	137	125	122	
			達成率	38%	113%	228%	208%	203%	
			結果	△	◎	◎	◎	◎	
B			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

平成18年度までの本市の中山間地域(国分・隼人の市街地を除く)への移住者はわずかであり、過疎化も進み限界集落が発生してきた。そこで、これらの地域に人口を増やし活力に満ちた地域を目指すため、5年間で300人(2人×30世帯×5年間=300人)、1年に60人の目標値を設定した。

**4 平成23年度基本事業の取組方針**      **5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

市ホームページの有効利用や総務省自治行政局過疎対策室のサイト「交流居住のススメ」を活用したPRをさらに強化していく。	市ホームページと総務省自治行政局過疎対策室のサイト「交流居住のススメ」に、本市の移住政策や移住定住促進制度を掲載しPRした。また、本市の移住政策や移住定住促進制度をPRするため、都営地下鉄三田線の車内に広告を掲載し、問い合わせが10件程度あった。 また、「霧島市移住体験研修事業」、「イベント等参加事業」及び「ふるさと会参加事業」を有効に利用し、本市のすばらしさと移住定住促進制度をPRし、本市への移住者増が図れた。特に、移住定住促進制度を利用した移住者は、35世帯90人であった。
--	--

**6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

移住者数は平成23年度の目標値を達成している。  
その要因は、市ホームページ、その他有効とされるポータルサイトの活用に加え、「霧島市移住体験研修」の案内や移住定住促進制度をPRしたことなどの効果により移住に関する問い合わせが増えたことによる。

**7 平成24年度基本事業の取組方針**      **8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

移住者向けの情報提供を積極的に行うため、市ホームページをはじめ、鹿児島県ホームページなどのその他有効とされるポータルサイトを充実させる。 また、移住者用住宅地として、市及び霧島市土地開発公社の分譲地の案内を積極的に行う。	
---	--

基本事業No.	1-1-2	基本事業名	住宅環境の整備	基本事業 主担当課	・建築住宅課 ・建築指導課 ・区画整理課
---------	-------	-------	---------	--------------	----------------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

・「市営住宅ストック活用計画」に基づき既存の住宅ストックを有効活用するとともに、住宅建設融資制度等の情報提供を行う。  
・良質な住環境を確保するための整備事業を引き続き推進する。

※住宅ストックとは、既存住宅、あるいはある時点で存在しているすべての住宅のこと。

②対象	市民	③意図	ゆとりある住宅を確保できる
-----	----	-----	---------------

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	ゆとりある住宅が確保できていると感じる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	41.0	42.0	42.0	42.0	43.0	43.0
				目標値	42.0	42.0	43.0	44.0	44.0	45.0
				実績値	40.4	69.8	71.7	74.4	75.1	
				達成率	96%	166%	167%	169%	171%	
				結果	○	◎	◎	◎	◎	
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

今後も年次的に住宅施策の推進を図り、また、今後「市営住宅ストック活用計画」に基づき既存の住宅ストックの有効活用や、住環境を確保するための整備事業を推進し、更に「住宅建設融資制度」等の情報提供を行うことで、4%の市民の満足度の割合の増を見込んだ。

**4 平成23年度基本事業の取組方針**

- 「市営住宅ストック活用計画」に基づき既存の市営住宅を有効活用した改善事業、老朽化した木之房団地の建替事業等の整備事業を引き続き推進し、良質で住みやすい住環境を確保するとともに「市営住宅長寿命化計画」を策定する。
- 土地区画整理事業については、浜之市地区、麓第一地区、隼人駅東地区の事業投資効果を上げるため、また、地権者の要望に応えるため引き続き事業の早期完成に努める。
- 木造住宅の耐震診断・耐震改修工事の費用の一部を補助し、木造住宅の耐震化を促進する。

**5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

- 市営住宅の個別改善については、奈良田団地(国分)の24戸を行った。
- 木之房団地の建替については、1期32戸が完成した。
- 「市営住宅長寿命化計画」を策定した。
- 浜之市、麓第一地区の土地区画整理事業において、都市計画道路、区画道路及び宅地整地工事を行った。

**6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

ゆとりある住宅が確保できていると感じる市民の割合については、平成22年度と比較して0.7ポイント向上しており、目標値を達成している。

**7 平成24年度基本事業の取組方針**

- 平成23年度に策定した「市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅の改善等に取り組む。
- 木之房団地の建替事業等の整備事業を引き続き推進し、良質で住みやすい住環境を確保する。
- 木造住宅の耐震化を引き続き促進する。
- アスベストに対する市民の不安解消及び市民の健康の保全を図るため、アスベストの分析費に対する補助制度の普及啓発を推進する。
- 空き家対策の検討を行う。
- 3地区で実施している土地区画整理事業については、事業の早期完成に努める。

**8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

基本事業No.	1-1-3	基本事業名	安全で良質な水の安定供給	基本事業 主担当課	(水道部) ・管理課 ・水道課
---------	-------	-------	--------------	--------------	-----------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

上水道、簡易水道については、安全でおいしい水を引き続き安定して供給できるよう、計画的な施設の更新整備を行う。

②対象	・需要者(上水道、簡易水道の給水区域内の住民、事業所等) ・給水区域以外の住民	③意図	・安全で良質な水を安定して供給できる。 ・おいしい水が確保できる。
-----	--	-----	--------------------------------------

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	断水件数 ※上水道、簡易水道	件	(水道課)断水件数	成り行き値	58	64	70	77	85	93
				目標値	44	40	40	40	40	40
				実績値	76	51	38	53	42	
				達成率	27%	73%	105%	68%	95%	
				結果	△	△	◎	△	○	
B	おいしい水が飲めていると感じる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0
				目標値	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0
				実績値	63.5	75.6	75.6	80.4	79.7	
				達成率	102%	122%	122%	130%	129%	
				結果	○	◎	◎	◎	◎	
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

断水件数に関しては、設備の更新などを行わなければ施設の老朽化により、増加していく。今後、施設の再編と効率的、計画的更新を行うことで、合理的な融通のきく配水と施設の老朽化等による断水を防ぐ取組みを進めていく。  
おいしい水が飲めていると感じる市民の割合に関しては、現状水準を維持していくことを基本とした。

**4 平成23年度基本事業の取組方針** | **5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

安全で良質な水の安定供給ができるよう、水道施設の整備を計画的に推進する。	施設の整備及び管路更新工事については、市内全域において計画的に工事を行った。
--------------------------------------	--

**6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

・断水件数については、平成22年度より11件減少している。  
・おいしい水が飲めていると感じる市民の割合については、平成23年度は79.7%となり目標値を達成している。

**7 平成24年度基本事業の取組方針** | **8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

安全で良質な水の安定供給ができるよう、水道施設の整備を計画的に推進する。	
--------------------------------------	--

基本事業No.	1-1-4	基本事業名	地域にあった土地利用の規制・誘導	基本事業 主担当課	・企画政策課 ・都市計画課 ・建築指導課
---------	-------	-------	------------------	--------------	----------------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<p>・「霧島市土地利用計画(仮称)」を策定し、各々の地域特性に合わせた市域全域のゾーニングを行う。                  ・「都市計画マスタープラン(仮称)」を策定し、都市計画区域及び用途地域の見直しを行い、適正な土地利用の規制・誘導を行う。</p>	
②対象	・市域 ・市民
③意図	適切な土地利用がなされる

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	土地利用計画に基づく土地利用がなされていると考える市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	28.0	26.0	23.0	20.0	18.0	15.0
				目標値	28.0	26.0	23.0	20.0	20.0	23.0
				実績値	30.3	47.4	47.8	51.7	52.2	
				達成率	108%	182%	208%	259%	261%	
				結果	◎	◎	◎	◎	◎	
B	秩序ある開発が行われていると考える市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	24.0	23.0	22.0	21.0	20.0	19.0
				目標値	24.0	23.0	22.0	21.0	21.0	22.0
				実績値	21.3	31.8	33.8	37.9	39.7	
				達成率	89%	138%	154%	180%	189%	
				結果	△	◎	◎	◎	◎	
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

平成20年度に国土利用計画を策定したことから、市域全域の地域特性に合わせたゾーニングによる土地利用の誘導や、都市計画マスタープラン(H20~21)に基づく新しい都市計画区域の設定(H25予定)や新たな用途地域の設定により、規制や誘導を図る。また、併せて市民と協働したルール作りを進めることで、H24以降は市民の満足度を高められると予想した。

**4 平成23年度基本事業の取組方針**      **5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

都市計画区域や用途地域の見直しに向けた作業を行う。	都市計画区域については、区域変更の素案の作成を行い、用途地域の見直しを行うために現況把握や資料の分析を行った。
---------------------------	---

**6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

土地利用計画に基づく土地利用がなされていると考える市民の割合及び秩序ある開発が行われていると考える市民の割合については、平成22年度から0.5ポイントと1.8ポイントどちらも高くなっており、目標値は十分に達成している。要因としては、開発行為について法令や要綱に基づき適切に指導していることが考えられる。

**7 平成24年度基本事業の取組方針**      **8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

秩序ある市街地整備等の促進を図るために、都市計画区域の変更手続きや用途地域の見直しに向けた作業を行う。	
---	--

基本事業No.	1-1-5	基本事業名	景観の保全と整備	基本事業 主担当課	都市計画課
---------	-------	-------	----------	--------------	-------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

「(仮称)霧島市景観計画」や「(仮称)霧島市景観条例」を策定し、地域が持つ自然景観や歴史的景観の保全と良好な街並み景観の形成を市民、事業所、行政が相互に連携して進めていく。

②対象	・市域 ・市民	③意図	・歴史的な景観や自然景観が守られる ・地域にあった景観が創られる
-----	------------	-----	-------------------------------------

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	歴史的な景観や自然景観が守られていると考える市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	52.0	50.0	48.0	46.0	44.0	42.0
				目標値	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0	52.0
				実績値	51.1	64.4	67.3	70.6	71.8	
				達成率	98%	124%	129%	136%	138%	
				結果	○	◎	◎	◎	◎	
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

今後も、保全意識の高さや景観を維持することを基本に目標を設定した。  
また、今後、総合計画や国土利用計画に基づく景観計画、景観条例等による景観形成を図っていく予定である。

**4 平成23年度基本事業の取組方針**      **5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

景観計画の策定や景観条例の制定を行う。	景観計画や景観条例の制定に向けて取組みを行った。
---------------------	--------------------------

**6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

歴史的な景観や自然景観が守られていると考える市民の割合は、平成22年度と比較して1.2ポイント増加しており、目標値も達成している。また、市の取り組みとしては、県の屋外広告物条例に基づく適切な指導や違反広告物の除去等を行っている。

**7 平成24年度基本事業の取組方針**      **8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

平成24年度に策定する景観計画や景観条例に基づき、地域が持つ自然景観や歴史的景観の保全と良好な街並み景観の形成を市民、事業所、行政が相互に連携して進めていく。	
---	--



基本事業No.	1-1-6	基本事業名	中心市街地の活性化	基本事業 主担当課	・商工振興課 ・都市計画課
---------	-------	-------	-----------	--------------	------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
買物客の回遊性向上のため、中心市街地整備を行うほか、街なか居住を促進するための取組みや、少子高齢化に対応した関連施策と連携したまちづくりを進める。	
②対象	・市民 ・中心市街地
③意図	・買い物しやすくなる ・活性化する(賑わう)

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
				成り行き値	41.0	39.0	36.0	34.0	32.0
A 中心市街地が活性化している と考える市民の割合	%	市民意識調査	目標値	43.0	43.0	43.0	43.0	43.0	43.0
			実績値	54.9	45.2	59.3	63.4	67.1	
			達成率	128%	105%	138%	147%	156%	
			結果	◎	◎	◎	◎	◎	
B			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

まちづくり3法の改正により、郊外型の大型店舗については立地規制され(平成19年11月30日施行)、用途地域外や一部用途地域以外は立地できなくなったため、ある程度歯止めはかかるものと思われる。今後、本市の中心市街地の位置づけや、中心市街地活性化基本計画を策定する予定であるが、その後の年次の事業の実施により効果が表れるものと考えられることから、目標設定についても基本計画期間においては現状維持とした。

**4 平成23年度基本事業の取組方針**      **5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

中心市街地活性化基本計画の策定に向けて、調査・検討を行う。	中心市街地活性化基本計画の策定については、通り会連合会、商工会議所等が協議を行ったが、基本計画の策定に向けての合意形成までは至らなかった。
-------------------------------	---

**6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

中心市街地が活性化していると考えられる市民の割合については、平成22年度と比較して3.7ポイント向上し、目標値を達成している。

**7 平成24年度基本事業の取組方針**      **8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

中心市街地活性化基本計画の策定に向けて、調査・検討を行う。	
-------------------------------	--

基本事業No.	1-1-7	基本事業名	公園・広場等の整備	基本事業 主担当課	・都市計画課 ・区画整理課
---------	-------	-------	-----------	--------------	------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性を考慮した「(仮称)緑の基本計画」を策定し、公園・広場等の適正な設置と面積増加を図る。</li> <li>・公園施設の老朽化などに対して、計画的な対策を講じるために「公園施設長寿命化計画」を策定する。</li> </ul>	
②対象	・市域 ・市民
③意図	ゆとりややすらぐ場が確保される

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	身近な地域で公園や広場が整備されていると考える市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	49.0	49.0	50.0	51.0	51.0	52.0
				目標値	49.0	49.0	50.0	51.0	51.0	52.0
				実績値	53.1	57.9	59.9	63.7	63.5	
				達成率	108%	118%	120%	125%	125%	
				結果	◎	◎	◎	◎	◎	
B	市民一人当りの公園面積	㎡	市民一人当りの公園面積	成り行き値	9.4	9.5	9.6	9.8	9.9	10.0
				目標値	9.4	9.5	9.6	9.8	9.9	10.0
				実績値	9.33	9.33	9.42	9.56	10.17	
				達成率	99%	98%	98%	98%	103%	
				結果	○	○	○	○	○	
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

今後は、その地域にあったバランスの取れた公園整備が必要であり、「緑の基本計画」等の策定により進めていくことになるが、基本計画期間については国が示す標準面積(1人あたり10㎡)に対して1人あたり13㎡の面積の確保を目指す。

**4 平成23年度基本事業の取組方針**

- ・「緑の基本計画」に併せて、既設公園の施設等の「公園施設長寿命化計画」の策定を検討し、計画的な維持管理を図る。
- ・街区公園など身近な公園整備については、地域との連携により進める。

**5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況及び要因**

公園・広場等の整備につながる「緑の基本計画」策定の作業を進めた。また、総合計画の実施計画に基づき新規公園の整備を進めた。

**6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

- ・身近な地域で公園や広場が整備されていると考える市民の割合については、平成22年度と比較して0.2ポイント減少しているが、目標値は達成している。しかしながら、地区によっては「そう思わない」と答えた人の割合が高い結果もでている。
- ・市民一人当りの公園面積については、平成23年度にまきのほら運動公園などの追加を行ったことにより、平成22年度と比較して0.61㎡向上している。

**7 平成24年度基本事業の取組方針**

平成24年度に策定予定の「緑の基本計画」に基づき、緑地の適正な保全並びに緑化の推進に関する施策を計画的に実施する。  
また、「公園施設長寿命化計画」については、平成24年度の策定に向けた取り組みを進める。

**8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

基本事業No.	1-1-8	基本事業名	バリアフリーやユニバーサルデザインの推進	基本事業 主担当課	・建築住宅課 ・都市計画課 ・土木課・建設施設管理課
---------	-------	-------	----------------------	--------------	----------------------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

駅周辺や公共施設、住宅及び商店街等において、市民、事業所、行政が相互に連携してバリアフリーやユニバーサルデザインを推進する。

※ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方のこと。

②対象	・市域 ・市民	③意図	誰もが利用しやすい環境が整う
-----	------------	-----	----------------

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
				A	バリアフリーが進んでいると考えている市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値 34.0 目標値 34.0 実績値 39.7 達成率 117% 結果 ◎	33.0 35.0 36.6 105% ◎
B				成り行き値 目標値 実績値 達成率 結果					
C				成り行き値 目標値 実績値 達成率 結果					

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

今後の高齢化の進行や利用者の環境変化を考えると、市民の要求はますます高まるものと予想され、満足度については下がる可能性があるが、公共施設や商店街においては、官民協働でバリアフリー化(ユニバーサルデザイン)の推進を図り、新たに整備される公共施設等に関しては、バリアフリー化を前提とすることで成果向上を図る。

**4 平成23年度基本事業の取組方針** | **5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

公共施設については、新設時はもとより、改良時においてもバリアフリー化を引き続き行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路については、段差の解消を行った。</li> <li>・公園については、トイレのバリアフリー化を行った。</li> <li>・市営住宅については、手すりの設置を中心にバリアフリー化を行った。</li> </ul>
--	---

**6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

バリアフリーが進んでいると考えている市民の割合については、平成22年度と比較して0.7ポイント減少しているが、目標値は達成している。

**7 平成24年度基本事業の取組方針** | **8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

公共施設については、新設時はもとより、改良時においてもバリアフリー化を引き続き行う。	
--	--